



5APR
2021

認定 NPO 法人 ひょうご消費者ネット 通信 29



民法改正のポイント

— 第11回 組合 —

理事長 鈴木 耐久

第1 はじめに

組合は、各当事者が出資をして、共同の事業を営むことを約束する契約です（667条）。たとえば、共同経営の法律事務所、建設業の共同企業体、映画製作委員会、会社設立過程における発起人組合、ヨットクラブなどが組合の具体例です。

組合契約は、3名以上の当事者が行う契約であり、当事者の行う給付は、相互的な交換関係にはなく、当事者全員に共通する利益とされています。このような給付の非交換性・共通利益性は、売買等の契約には見られない、組合契約の大きな特徴です。

第2 組合契約の成立

組合契約の成立には、出資と共同事業が必要になります。

組合契約における出資は、財産的価値のあるものであれば足り、金銭その他の財産のほか、信用・労務（667条2項）でもよいとされています。

組合は、共同の事業を営むことを約束する契約ですが、そこでいう事業には特に制限はなく、①社会生活上の地位に基づいて、②一定の目的のもとに、③継続反復的になされる、④同種の行為であれば足りります。共同の事業というためには、組合員全員が事業の遂行（少なくとも監督）に関与し、利益の分配にあずかる必要があります。

出資の履行請求を受けた組合員は、他の組合員が出資を履行していないからといって、同時履行の抗弁権や危険負担による履行拒絶をすることはできませんし（667条の2第1項）、他の組合員が出資の不履行その他の債務不履行をしたとしても、組合契約の債務不履行解除をすることはできません（667条の2第2項）。

また、組合契約の成立過程で、組合員の一人について意思表示の無効又は取消しの原因があっても、他の組合員の間においては、当該原因に基づく無効又は取消しの効果は及ばず、組合関係は存続することになります（667条の3）。

第3 業務執行

業務執行者がいない場合には、組合の業務に関する意思決定は組合員の過半数で決定し、各組合員が業務執行権を有します（670条1項）。

組合契約では、業務の決定・執行を組合員または第三者に委任をすることができ（670条2項）、その場合には、委任を受けた業務執行者が組合業務を決定・執行することになります（670条3項前段）。業務執行者が複数の場合には、組合の業務は、業務執行者の過半数で決定し、各業務執行者が決定に基づいて執行をします（670条3項後段）。

業務執行者が置かれた場合でも、総組合員の同意によって業務を決定し、執行をすることは妨げられません（670条4項）。

業務執行者については、委任の規定が準用されます（671条）。業務執行者は正当な事由がなければ辞任できず、また正当な事由がありかつ他の総組合員の一致があれば解任することができます（672条）。

組合の常務（日常的になすべき業務）については、各組合員または各業務執行者が単独で決定・執行することができます（670条5項）。ただし、その完了前に他の組合員又は業務執行者が異議を述べた場合は、単独で決定・執行することはできなくなります（670条5項但書）。

各組合員は、組合の業務の決定及び執行をする権利を有しないときであっても、その業務及び組合財産の状況を検査することができます（673条）。

第4 組合の代理

組合に業務執行者がいないときは、組合員の過半数の同意を得た組合員が、他の組合員を代理して、組合の業務執行のための契約を締結します（670条の2第1項）。

これに対し、業務執行者があるときは、業務執行者のみが組合員を代理することになります。業務執行者が数人あるときは、業務執行者の過半数の同意を得た業務執行者が組合員を代理します（670条の2第2項）。業務執行者が複数ある場合にその多数決によらずに代理行為が行われたときは、民法110条の表見代理が問題となり、相手方が過半数による決定があったと信じるにつき正当な理由があるときは、表見代理の成立が認められます。

なお、代表者が定められていれば組合自身に訴訟上、当事者能力があります（民法29条）。

取引内容が組合の常務であれば、各組合員または各業務執行者が単独で組合員を代理することができます（民法670条の2第3項）。

第5 組合の財産関係

1 合有

各組合員の出資その他の組合財産は、総組合員の共有に属します（668条）。668条にいう共有は、講学上の「合有」と言われ、通常の共有と異なり、①各組合員による持分の処分は無効であり（676条1項）、②清算前に組合財産の分割請求もできない（676条3項）という特徴があります。

2 債権債務

組合財産である債権は、業務執行として行使することを要します。例えば、出資義務が不履行の場合の出資請求権は、組合財産に属する債権であり、その権利行使は、組合の常務となります。組合財産である債権については分割主義の原則（民法427条）が妥当せず、組合員は、組合財産である債権について、その持分についての権利を単独で行使することができません（676条2項）。

組合の債務については、分割主義はとられず、総組合員に帰属し、組合財産がその引当てとなります。組合の債権者は、組合員全員に対して履行請求をすることになり、組合財産に属する個々の財産に対して、債権を行使することができます（675条1項）。

組合の債務は、組合財産を引き当てにしていますが、組合員の個人責任も併存し、組合の債権者は、その選択に従い、各組合員に対して損失分担の割合又は等しい割合でその権利を行使することができます（675条2項）。

他方、組合員の債権者は、組合財産についてその権利を行使することはできません（677条）。

3 損益分配

組合契約で損益分配の割合を定めなかったときは、組合財産の割合は、各組合員の出資の価額に応じて定められます。利益又は損失についてのみ分配の割合を定めたときは、その割合は、利益及び損失に共通であるものと推定されます（674条）。



第6 組合員の変動

1 加入

組合員は、その全員の同意によって、又は組合契約の定めるところにより、新たに組合員を加入させることができます（677条の2第1項）。新規加入の組合員は、その加入前に生じた組合の債務については、自己の固有財産の引き当てとする弁済の責任を負担しません（677条の2第2項）。

2 脱退

組合員は、死亡、破産手続開始の決定を受けたこと、後見開始の審判を受けたこと、除名といった事由によって、法律上当然に脱退します（679条）。組合員の除名は、正当な事由がある場合に限り、他の組合員の一致によってすることができます。ただし、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもってその組合員に対抗することができません（680条）。

組合契約で組合の存続期間を定めなかったとき、又はある組合員の終身の間組合が存続すべきことを定めたときは、各組合員は、いつでも脱退することができます。ただし、やむを得ない事由がある場合を除き、組合に不利な時期に脱退することができません（678条1項）。

組合の存続期間を定めた場合であっても、各組合員は、やむを得ない事由があるときは、脱退することができます（678条2項）。やむを得ない事由があるときは、存続期間の有無にかかわらず任意脱退することができるという規定は強行規定であるとするのが判例（最判平成11年2月23日民集53巻2号193頁）。やむを得ない事由があっても任意の脱退を許さない旨の組合契約の約定は、組合員の自由を著しく制限するものとして、公序良俗に反し無効となります。

任意脱退の意思表示は、組合契約に別段の定めがない限り、他の組合員全員に対してなされなければなりません。

脱退した組合員は、脱退前に生じた組合の債務について、従前の責任の範囲内（損失分担の割合または等しい割合）で弁済する責任を負います（680条の2第1項前段）。そのうえで、脱退した組合員は、債権者が全部の弁済を受けない場合は、組合に担保を供させ、または組合に対して自己に免責を得させることを請求することができるほか（680条の2第1項後段）、組合の債務を弁済した場合は、組合に対して求償権を行使することができます（680条の2第2項）。

また、脱退した組合員に対しては、脱退の時ににおける組合財産の状況に従って持分の払戻し（681条）がなされます。

以上

「情報商材被害の救済実務」に参加して

ひょうご消費者ネット会員 岡本 啓文

2020年12月6日、リモート会議アプリを使った上記学習会が、午前10時から90分間にわたって行われた。講師は、弁護士の上田孝治先生である。参加者は、私のパソコンの画面上に25名以上のお名前が上がっていたように記憶している。

ところで、学習会の対象である「情報商材」に関する消費者相談は、年々増えているようである（令和2年版消費者白書「図表I-1-4-15」）。2018年度の相談件数は、2015年度に比べると、なんと6倍にも増加している。あわせてこのコロナ禍である。雇用情勢の悪化によって、SNS情報やネット上に表示される「内職の勧誘」に手を付ける消費者が増えているのではないかと、私自身感じていた。消費者庁のHPを検索してみると、コロナ禍で自粛生活が始まった頃の2020年3月18日、消費者庁のある発表を目にした。それは、「最初に1万円程度の情報商材を消費者に購入させ、その後に執ような電話勧誘により著しく高額な情報商材を購入させる事業者4社に関する注意喚起」と題しものである。やっぱり！と思った次第である。

また、消費者相談に係る情報商材の種類は、内職関連だけでなく、投資関連やギャンブル関連など多岐にわたり、相談者の年齢も幅広い（上記白書の図表より）。こうした相談者の被害を救済するには、どのような点に注意して実務をすすめたらよいのだろうか。

上田先生は、情報商材を欺瞞的に勧誘する問題のある取引に関して、私法上及び行政規制法上の法律を全て列挙し、各法律条文の適用要件をまんべんなくかつ丁寧に説明していた。私たちが相談者から聞き取りをするうえで、とても大切なポイントになるところである。要件事実を聴きとることは、とても骨の折れることでもあるが、上田先生が配布してくれた資料は簡潔で読みやすく、私はこの資料を保存版にして、折あるごとに読み返してみたいと思う。



講師 上田 孝治 弁護士

「ケースで学ぶ証券・保険入門」を受講して

ひょうご消費者ネット会員 山本由実子

今回の学習会では、

- I. 証券会社に信用取引を勧められ、たった数ヶ月間に相続した金融財産のほぼ全部4,000万円を失ったアラフォー世代の女性
- II. 夫の死後、金融資産を元手に銀行を通じて仕組債を7,500万円分購入し、5年後に3,000万円を失った75歳の女性
- III. 23年にわたり年金が支払われる外貨建ての年金保険を証券会社から購入した89歳の女性

の3つのケースを基に、「信用取引と過当取引」「仕組債」「外貨建て保険」について教えていただきました。

講義は、CASE⇒知っていた方がいい基礎知識⇒どんなことが問題となるでしょうか（解決法理）という流れで大変わかりやすく構成されており、実際の書面の見方や相談にあたってのポイントも教えていただきました。ここまで至れり尽くせりの学習会であれば、通常なるほどと納得できるのですが、実際のところ途中で脱落してしまいました。私自身のふがいなさもありますが、金融商品の仕組みが複雑すぎました。今回のケースは、よく分からない商品を付き合いのある銀行や証券会社が手数料目的で販売しており、実際、CASE Iでは手数料だけで損害額の半分以上を超えたとのことでした。こういった相談があった際のポイントとして、

- ・ 不満の聞き取りと理解
- ・ 手数料化率を出すこと
- ・ 口座勘定元帳・月次報告書・取引残高報告書等の書類の確保
- ・ 売り急がない（もったままでも裁判できる）

などを教えていただきました。また、レジュメには、相談者の不満を聞くのに最低限必要な知識が順序立てて書かれているので、相談を受けた際には参考にしたいと思います。

仕組債の資料の中に「ユーロ円複数銘柄参照型早期償還条項付変動利付他社株転換債」の概要書面がありました。みなさんは、名前を見てどういった商品かイメージできますか。私はさっぱりわからないので、こういった“長〜い名前”の商品には手を出せそうにありません。

今回の学習会は、相談現場で活かせる内容満載でした。お話しいただいた内橋先生、スタッフのみなさま本当にありがとうございました。



講師 内橋 一郎 弁護士

「なぜ、ゲノム編集食品が無表示になったの？」

Ruru(るる)

こんにちは、「ふしぎ探偵Ruru(るる)」です。これは、今年1月に亡くなった半藤一利さん(歴史評論家)の自称「歴史探偵」をヒントにしたネーミングです。そして、半藤さんがモットーにされていた「事実の重視」「消費者(市民)の目線」「わかりやすさ」の視点も心がけながら、数回にわたって「食の安全」についてコラム形式でレポートしていきたいと思えます。

日ごろから「世の中のふしぎ(不自然)なことには、必ず理由(ワケ)があるはずだ」と考えており、今回のレポートでも「なんで、そうなるの?」といった不自然さの背景を探っていききたいと思えます。

先に、今後取り上げるテーマの予定を示しておきます。それらのテーマをつないでゆくと、最終的に全体の背景や構図が浮かび上がってくる見通しです。

- (1)なぜ、「ゲノム編集食品」が表示なしで市場流通が認められたの?
- (2)なぜ、「遺伝子組換えでない」表示も消えていくの?
- (3)なぜ、残留農薬基準値の緩和が相次ぐの?
- (4)なぜ、農家が自分で種を作ることが禁止になったの?
- (5)なぜ、アメリカの母親たちは立ち上がったの?

結論を先取りすると、鈴木宜弘教授(東京大学大学院農学生命科学研究科)が「現在、世界的に残留農薬やGM(遺伝子組換え)食品、ゲノム編集食品に対する規制が強まっています。その中で、日本は欧米市場から締め出された危険な農薬や食品を受け入れる“ゴミ捨て場”になっているのです。だから世界的に規制が強まれば強まるほど、日本の規制が緩和されるという現象が起こっているのです」と表現されているような構図や事態が見えてくると思えます。

これらは新しい事態であり、従来の知識や発想法では立ち向かえないところがあるため、「新段階の『食の安全』を考える」というタイトル表現にしました。

ゲノム編集食品の「表示なし流通」を早々と決めた日本

そこで、とりあえず今回のテーマに戻り、ゲノム編集食品について考えてみたいと思えます。

ゲノムとは、あらゆる生物の細胞に含まれている「DNA」の配列のことで、「全遺伝情報」を指します。このゲノムを書き換える技術が「ゲノム編集」です。これまでの遺伝子組換え食品が「植物(作物)に、薬剤耐性を持った微生物などの外来遺伝子を組み込んだもの」であるのに対し、ゲノム編集食品は「農作物や家畜・魚(現時点ではタイなどが研究されている)の遺伝子配列の一部をクリスパー(酵素の一種で、ナイフの働きをするもの)で切断し、遺伝子の発現を変える」ことで、従来にない農作物や家畜・魚などを作ります。

安全性に関しては、「その農作物や魚が持っている遺伝子なので、従来の農作物や魚と何ら変わらないので安全である」という考え方と、「クリスパーによる切断が狙った遺伝子部分だけに止まっているのか、また誰も食経験がないので不安である」という考え方に分かれています。

安全性の科学的な論証にはこれ以上立ち入れませんが、消費者にとっての問題は日本では「表示なし」で市場流通が認められたことです。これでは、消費者にとっては見て選ぶということできません。また、安全性を確保する取り組みの一環であるトレーサビリティ(追跡可能性)の途も閉ざされてしまいました。

そして、何よりも不思議なのは、「消費者にとってメリットのあるゲノム編集食品なら」、事業者だって「こんな利点や特長がありますよ」といったアピールをしたいはずです。それなのに世界の流れに反して、アメリカに続いて2019年3月に日本は早々と「表示なし」を決めたのです。しかしながら、EU諸国は「表示」の方向ですし、アメリカでも「畜産品については表示」の可能性が高まっています。

日本では早ければ、「GABA(ギャバ。血圧を抑える働きがあると言われる)を多く含んだトマト」が第一号になるのではないかと見られています。

ゲノム編集食品と知的財産権の関係

もう1つ、ゲノム編集食品については問題点があります。それは、知的財産権との関係です。ゲノム編集をした植物(作物)などを特許申請が認められれば、その申請者である研究者や事業者は長期の利益を得ることができるのです。しかも、ゲノム編集技術を使えば、従来の約10倍近い速さで品種改良が可能だと言われています。

このことは例え話をを使った方がいいかもしれません。それは、例えばディズニー作品はたくさんありますが、その内のかなりのコンテンツ(物語)がグリム童話からの借用です。グリム童話は人類共通の文化財として無償ですが、ディズニー作品となった段階で著作権が発生し、現在は70年間(初めは「作者の死後10年」でしたが、徐々に延長)にわたって財産権として保護されます。

これと同じようなことがゲノム編集食品では起こります。自然界にある原生種や栽培されている作物の種子にゲノム編集技術を加えることで新品種と認められれば、その研究者や企業に知的財産権が発生し、長期の独占的な利益を得ることができます。そのため、この知的財産権をめぐる企業間や国家間の開発競争が激化しつつあります。

【参考書籍】

『ゲノム革命がはじまる』小林雅一、集英社新書
(2019年11月刊)

小林雅一(こばやし まさかず) 1963年生まれ。
作家・ジャーナリスト。KDDI 総合研究所リサーチ
フェロー、情報セキュリティ大学院大学客員准教授。

ゲノム編集技術とは何かをはじめ、農業・畜産分野から医療分野にまで広がっている現状を詳しく説明。また、その光と影の部分が比較的バランスよく解説されている。



2021年2月23日(火・祝)、4団体(コープこうべ 兵庫県生協連 消費者支援機構関西 KC's ひょうご消費者ネット)の主催で開催しました。

今年度はコロナの感染拡大で学校に通えなくなった若者の問題を考えました。在宅時間が長くなりネット上の情報を頼りにしているうちに孤独につけこむ悪質業者にだまされたりしていないか、この機会に消費者被害の防止に力を入れている適格消費者団体をぜひ知ってもらいたいとの思いです。若者だけでなく家族や学校関係者にも聞いてほしい内容です。今回初めてオンラインで行いました。恒例の〇×クイズに代わって動画で活動を紹介し、最後にポストコロナのメッセージソング『さんぶんのに』を視聴していただきました。参加者は50人。

講師の迫裕太さんは、社会課題の解決に取り組む会社のサービス開発責任者で、現在26歳。これまでの最年少講師です。

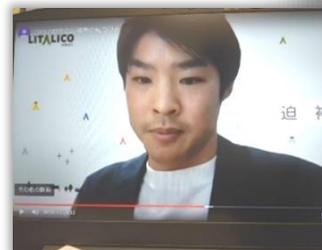
迫さんはコロナ禍で生活がどのように変わったかを、アンケートやご自分の経験から分析されました。6割以上の人が出会いが減ったと感じ、7割を超える人が以前よりも出会うやつながりを大切だと思っている一方で、犯罪に巻き込まれる人も増えている現状が明らかになりました。

こんな時代だからこそ私たちも変化が必要です。長引く窮屈な生活にストレスが高じ、生きづらさから「心の居場所」が強く求められている時代に、私たちができるのは自分の手で出合いを創り出すことです。方法は《空・雨・傘》の3ステップ。事実を見つめ(空)状況を解釈し(雨)行動する(傘)ことで、現実を変えるきっかけはたくさんあるのです。

居場所の見つけ方の答えの1つは「細くてもいいから人とつながり続ける努力をいとわない」。これなら私にもできると思いました。コロナの影響で停滞気味な日常に前向きになれるヒントをいただいたセミナーでした。

ひょうご消費者ネット理事 大谷 敦子

開会挨拶
鈴木尉久理事長



講師
迫 裕太様

司会
大谷敦子理事

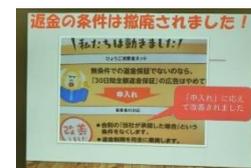


～オンライン配信の舞台ウラ～

その1 活動紹介の動画づくり

素材を集めてナレーションとBGMも入れて…すべてが初めての経験でした。ひょうご消費者ネットを知ってほしくて濃い内容になりました。

活動紹介
動画の一部



その2 画面共有

なぜか動画や資料の一部がスムーズに流れず、前日リハでも解消できませんでした。でも本番では問題なし。

その3 アクセス

一括の事前登録がかえってアクセスの支障になったり、開始直前のオープンでアクセスが集中してつながりにくくなったりと、みなさんにご迷惑をおかけしました。

セミナーは冒頭の音声不調はあったものの、概ね予定どおり進みホッとしました。

コロナの懸念は続くと予想されます。オンライン開催は必須の状況です。しっかり改善して今後に活かしたいと思います。

リレートーク

「大分で2年過ごして」

ひょうご消費者ネット会員 佐々野 将太

ご無沙汰しております。入社後配属されて2年、ついに大分県から離れることになりました。大分では美味しいものをたくさん食べました。関サバ・関アジ、ふぐ（なんと、ふぐの肝を食べられるのは日本で唯一大分県だけのようです）、とり天、唐揚げ、だんご汁、やせうま……etc。

こんな食欲にまみれた日々を送っていたツケか、先日歯医者で神経治療を行うことになりました。前々から違和感があったのですが、特に痛みもなかったので放置していたところ、ある日突然激痛が……。一か月にも及ぶ壮絶な治療と多額の出費、そして見栄えの悪い銀歯と引き換えに痛みは引きました。治療後に「もう少し早めに来てくれば歯を削るだけで済んだのだけどね」と歯医者さんからお叱りを頂いたことが印象に残っています。

分野は違いますが、同じようなことは私が2年勤めた法テラスでもありました。裁判所からの通知を無視していたばかりに給与を差し押さえられた方、相続放棄をしなかったばかりに多額の債務を背負い破産せざるを得なくなった方……。そのような相談が舞い込んでくる度に、「どうしてももう少し早く相談してくれなかったのだろう」と思ったものでした。恐らく歯医者さんも同じような心境だったのでしょう。

「あれ、おかしいな」と違和感を持った時に行動を起こせるかどうかは、その後起こりうるトラブルを知っているかどうかにかかっていると思います。どんなトラブルがあって、その手口はどのようなものか。時にクイズで、時には演劇で楽しくわかりやすく教えてくださった皆様の啓発活動の重要性を再認識しました。

そして同時に私自身がトラブルを抱えた方々の相談先になりたいと考えるようになりました。先日司法書士の資格を取得することができたのは、そのような思いのもとにモチベーションを強く持ち続けることが出来たからだと思います。

まだまだ未熟者ですが、「あれ、おかしいな」と思った時に顔が浮かぶような専門家になることが目標です。どうぞこれからもご指導のほどよろしくお願い致します。